

事業評価書（事前）

平成20年8月

評価対象（事業名）	訪問看護支援事業	
主管部局・課室	老健局老人保健課	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	3	高齢者の健康づくり、生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
施策目標	3-2	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
個別目標 1	介護給付の適正化を図ること。	
個別目標 2	要介護認定の適正化を図ること。	
個別目標 3	必要な介護サービス量を確保すること。	

1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

高齢化の進展に伴い、要支援・要介護者数が増加し、在宅療養を望む国民のニーズは高くなっている一方、我が国は、諸外国と比較して、在宅における看取りは少なく、益々の在宅療養の推進が必要となっている。そのような中で、在宅療養の一端を担う訪問看護ステーションは、1事業所当たりの職員数が少なく、経営規模も小さく、24時間利用者からの電話相談や煩雑な事務作業など、訪問滞在以外に係る業務負担も大きい。そのため、訪問看護ステーションの業務を効率化することにより、訪問看護を必要とする者に対して訪問看護サービスを安定的に供給できる体制整備を行い、在宅療養を推進していく必要がある。

現状・問題分析に関連する指標

	H15	H16	H17	H18	H19
1 要介護（要支援）認定者数 （単位：千人）	3,839	4,086	4,323	4,401	集計中
2 訪問看護回数 （単位：千回）	13,806.0	14,290.8	14,787.7	14,447.0	集計中

(調査名・資料出所、備考)

- 指標1は、「介護保険事業状況報告（年報）」（老健局介護保険課調べ）による。なお、平成18年度・平成19年度の数値は集計中であり、平成21年8月に公表予定である。
- 指標2は、「介護給付費実態調査」（大臣官房統計情報部調べ）による。なお、平成19年度の数値は集計中であり、平成20年12月頃に公表予定である。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（ ）

(2) 事業の内容（概要）

新規・一部新規

訪問看護サービスの安定的な供給を維持する体制を整備し、在宅療養の充実を図るため、平成24年度までを集中的な取り組み期間として、訪問看護ステーションの業務を効率化する広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置し、全国的に効率的な事業(サ

ービス) 実施が図られるよう必要な支援を行う。

補助先：都道府県

補助率：10/10 (定額)

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他 ()					
予算額 (単位：百万円)	H17	H18	H19	H20	H21
	-	-	-	-	322 (-)
※「H21」については予算概算要求額					
※ () は、一部新規事業の拡充部分に係る予算額					

3. 事業の目標

事業の目標	
4年間で47都道府県に広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置することにより訪問看護事業の効率化を図り、在宅療養を推進する。	
政策効果が発現する時期	平成23年度

4. 評価指標

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 広域対応訪問看護ネットワークセンターに加入した1訪問看護ステーション当たりの訪問看護回数 (単位：回) (前年度以上/毎年度)	本事業により全都道府県に設置された広域対応訪問看護ネットワークセンターに加入した訪問看護ステーションにおける、1訪問看護ステーション当たりの訪問看護回数。
(調査名・資料出所、備考)	
・ 指標1は、「訪問看護推進事業報告書」(老健局老人保健課調べ)による。	

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 高齢化社会、多死社会が進展するなか、在宅療養の整備は国の責務である。その在宅療養の一端を担う訪問看護事業の推進のために、訪問看護サービスの安定的な供給という高い公益性から公的支援が求められている。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 訪問看護サービスの安定的な供給のための体制整備を全国的に行う必要があるため。			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
(理由) 都道府県が事業を実施する主体であるが、各都道府県に設置される訪問看護推進協議会での議論を踏まえ、外部委託により実施することも可である。			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路 (投入→活動→結果→成果)
〈投入〉 広域対応訪問看護ネットワークセンターの設置に対する補助
〈活動〉 広域対応訪問看護ネットワークセンターの設置により、現在、個々の訪問看護ステーションが作業を行っている請求業務等の事務作業や電話相談等の業務が、広域対応訪問看護ネットワークセンターへの委託が行われるほか、訪問看護ステーションへの医療材料等の提供が行われる
〈結果〉 個々の訪問看護ステーションの業務の効率化が図られる。
〈成果〉 個々の訪問看護ステーションが、より多くの訪問看護サービスを提供すること

が可能になり、在宅療養の推進が図られることになる

事業の有効性

本事業を通じて広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置することにより、訪問看護事業所の業務が効率化され、より多くの訪問看護サービス提供が可能となり、その結果、在宅療養が推進される。

(3) 効率性の評価

本事業の実施を通じて、全都道府県に広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置する。これにより、現在、個々の訪問看護ステーションが作業を行っている請求業務等の事務作業や電話相談等の業務が委託可能となるほか、訪問看護ステーションへの医療材料等提供が可能となることから、業務の効率化が図られ、より多くの訪問看護サービスの提供が可能となる。こうした訪問看護サービスの拡大により、在宅療養が推進される所であり、本事業の実施によって、政策効果が効率的に発現する所である。

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

なし。

④会計検査院による指摘

なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。